

# 災害 そのとき どうなるの??

## FMB(ファースト・ミッション・ボックス) 避難所開設の手順書

問 危機管理課危機管理係 ☎95-9874

大規模災害時、避難所の開設、運営には混乱が予想され、多くの労力が必要です。各避難所に派遣できる市の職員は数人です。避難所の開設とその後の運営には避難した市民の皆さんの協力が欠かせません。FMBは、避難者が初めに（ファースト）やるべき任務（ミッション）を記載した手順書と、最低限必要となる資材を入れた箱（ボックス）です。詳しくはホームページを確認してください。紹介動画もあります。



### ▼誰でもできるので皆さんも避難所開設、運営に協力してください

- ・手順書には、具体的な指示が書かれていて、指示通り行動していくことで、誰でも避難所の開設までができるようになっています。
- ・最初に箱を開けた人たちから、順に役割を分担していく仕組みになっています。

### ▼碧南市公式LINEで防災啓発情報を配信しています

- ①2次元コードから友だち追加する
- ②トーク画面を開きメインメニューにある受信設定をタップする
- ③表示された「防災情報受信設定」画面の「設定する」をタップする
- ④受信したい内容を選択し「次へ」－「登録」の順にタップする



お知らせ  
news

## 軽自動車税の減免申請

問 税務課管理係 ☎95-9876

身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人などが軽自動車を所有している場合、障害の程度や使用目的などが一定の条件にあてはまれば、軽自動車税の減免を受けられます。また、公益のため直接専用するものと認められる車両も、減免を受けられる場合があるので問い合わせてください。減免を受けるためには毎年申請が必要です。車検時の紙の納税証明書の提示が不要となったため、今年から減免の人への納税証明書の送付を廃止します。

**受付期間** 4月1日(水)～6月1日(月)



### 申請の条件と必要書類

|      |  |  |
|------|--|--|
| 対象車両 | 障害者減免  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体などに障害のある人が所有する車両</li> <li>※所有権留保付自動車など、障害のある人が使用者（＝納税義務者）でも減免の対象となる場合があります。詳しくは問い合わせてください。</li> <li>・18歳未満の障害者と生計を一にする人が所有する車両</li> <li>・知的障害者又は精神障害者と生計を一にする人が所有する車両</li> </ul> |
|      | 構造減免   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者などが利用するための特殊構造をした車両</li> <li>※8ナンバーの車両で、車検証に「身体障害者輸送用」「車いす移動車」などと書かれているもの</li> </ul>  |
| 台数   | 障害者1人につき1台   |  |
| 持ち物  | 車検証又は自動車検査証記録事項、車両所有者のマイナンバーの分かるもの、運転する人の運転免許証、各種手帳（構造減免を除く）   |  |
| その他  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となる障害の区分などはホームページを確認してください。</li> <li>・普通自動車の減免を受けている人や、福祉タクシー料金助成制度を利用している人は、減免を受けられません。</li> <li>・車検証に「事業用」と書かれている車両は対象外です。</li> <li>・世帯が別で生計を一にしている人が所有する軽自動車などを申請する場合や常時介護している人が運転する場合は、それぞれ申出書類が必要です。</li> </ul> |  |

### ▼軽自動車（二輪小型自動車も含む）の車検時に紙の納税証明書の提示が不要になりました

二輪小型自動車も軽自動車税納付確認システム（軽JNKS）により紙の納税証明書の提示がなくても、軽自動車検査協会にて納付の確認ができるようになりました。ただし、納付後1か月以内に車検を受ける場合や年度途中に購入した場合などは納税証明書が必要となることがあります。6月中旬に口座振替で軽自動車税を納付した人に車検用納税証明書を送付していましたが、令和7年度から送付を廃止しています。証明書が必要な人は税務課で無料で発行できます。